

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区（下高野）	令和3年3月17日	令和5年2月5日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	52.89 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.89 h a
③地区内における10年後までにリタイア・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	7.18 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.18 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 （備考）	10.00 h a

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落内の認定農業者は5名。 ○現在は多くの農業者により集落の農業が維持されているが、高齢化が進んでおり、後継者の不足が懸念されている。 ○兼業農家が多く、個々の経営体において営農継続しているため、集積は進んでいない。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基盤整備事業実施済の地域である。 ○集落における基幹作物は水稻であるが、転作作物として園芸作物や花きの生産者もいる。 ○農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定での貸借が中心である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在、農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定での貸借が中心であるが、農地中間管理機構の活用も検討しながら、地域における集積を進めていく。 ○農業法人設立について、現時点では検討していないが、今後の集落農業の中心経営体としての法人設立の必要性について検討していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地貸し付け等の意向について

○現在、農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用した貸借を行っているが、今後は農地中間管理機構を活用した貸借も併用していく。

② 多面的機能支払制度への取組の継続

○農地の多面的な機能を維持し、集落内の農地について、集落全体で守っていくために多面的機能支払制度に継続して取り組む。

○集落全体で集落農地の管理・保全するという意識の醸成を図るため、中心経営体だけでなく、非農家を含め集落全体で可能な範囲で協力いただく。

③ 後継者・新規就農者の育成について

○現在の農家において、複数名後継者がいることから、承継後も営農を継続できるよう集落全体で育成していく。

○新規就農者については、花き中心に経営を行っているが、将来的な経営移譲や規模拡大についても検討し、地域の中心経営体となるよう集落全体で育成していく。

④ 地域の経営形態について

○花きや野菜の栽培にも取り組んでいる生産者はいるものの、水稻農家が多数である。

○経営安定の観点から、複合経営化について検討するとともに、現在生産している花きについては、高品質生産を安定的に実施できるよう生産スキルの向上を図る。

○リタイヤした農業者等についてもできる範囲で農作業に従事していただきながら、地域ぐるみで農業を行うことで、集落の活性化を図りながら、将来的な法人の在り方についても集落に合った形態となるよう検討していく。